

加茂地区地域振興策等推進会 会則

(目的)

第1条 本会は、佐川町加茂における管理型産業廃棄物最終処分場の建設に当たり実施する周辺安全対策の取り組み及び地域振興策事業（以下「地域振興策等」という。）について、佐川町と加茂地区住民との間で情報の共有を図り、振興策等の円滑な推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、「加茂地区地域振興策等推進会」と称する。

(構成)

第3条 本会は、次に掲げる機関等で構成する。

- (1) 加茂地区住民
- (2) 佐川町

(組織)

第4条 本会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 3 会長に事故があったときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第5条 本会は、次に掲げる事項について、報告及び確認並びに意見交換を行うものとする。

- (1) 地域振興策等の実施計画に関すること。
- (2) 地域振興策等の進捗状況に関すること。

(会議)

第6条 本会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

- 2 会議は、必要に応じて開催する。
- 3 会議には、必要に応じて地域振興策等に関する意見を聴くため、関係者を招致することができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、住民課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が会員に諮って定める。

附 則

この会則は、令和4年10月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。